

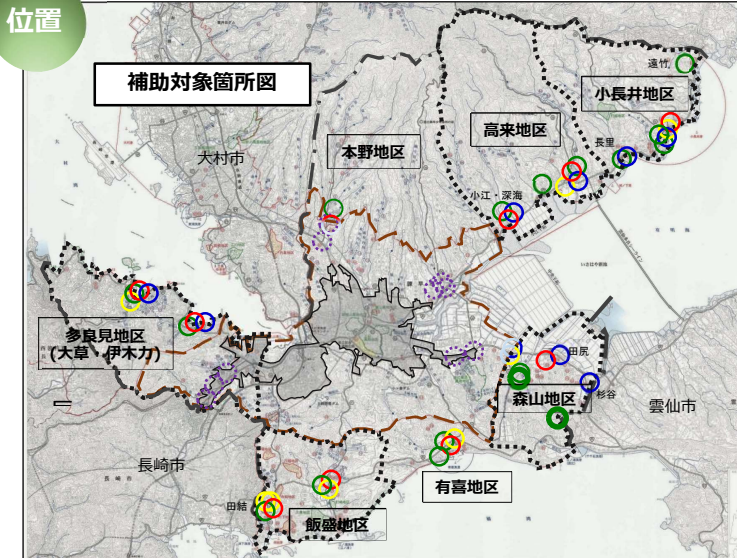
宅地開発等補助金制度をご活用ください！

～宅地開発事業者及びその開発業者に土地を提供した人に対し、補助金を交付します～



諫早市生活拠点等活性化事業

目的 都市計画区域外の支所・出張所地域において、宅地開発事業による土地利用転換を促進することにより、定住化や地域コミュニティの維持を図るとともに、まちの賑わいを創出する。



拠点箇所一覧 (46 箇所)

○	支所 (4 箇所)	飯盛・森山・高来・小長井	○	小学校 (13 箇所)	大草・伊木力・飯盛西・飯盛東 森山西・森山東・高来西・湯江 小長井・旧長里・旧遠竹・本野・有喜
	出張所 (6 箇所)	大草・伊木力・田結 小江深海・本野・有喜		○	中学校 (6 箇所)
○	JR九州 (6 箇所)	大草・東園・小江 湯江・長里・小長井	○		国・県道 交差点 (8 箇所)
	島原鉄道 (3 箇所)	森山・釜ノ鼻 諫早東高校			

概要

☆補助の対象者
 ①宅地開発事業を行う開発事業者
 ②宅地開発事業への土地提供者

☆補助対象区域
 都市計画区域外の支所・出張所、小・中学校、鉄道駅及び主要交差点(上記拠点箇所)を中心とするおおむね半径 500m の円の範囲(災害危険区域等を除く)

☆補助対象事業
 2区画以上の分譲宅地開発(敷地面積 180㎡以上)及び生活利便施設や共同住宅の建築を目的とした宅地開発事業

☆補助金の額

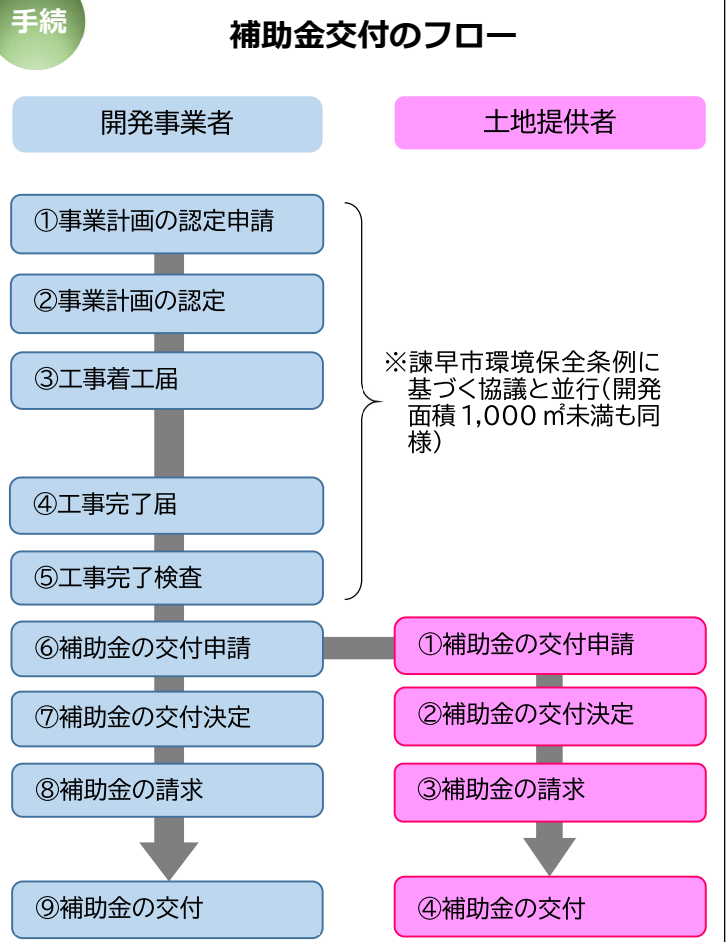
①開発事業者(1事業者最大 500 万円、小長井地域は補助単価2倍で最大 1,000 万円)
 開発に伴い生じる公共施設のうち、管理者へ寄附することとなる施設の工事費用の一部を補助

補助単価 道路 1,900 円/㎡ 水路 13,100 円/m
 公園 11,000 円/㎡ 水道配水管 18,500 円/m

②土地提供者(1人最大 100 万円)
 開発事業者へ売却する土地の売買契約額の 5%を補助



詳しくは HP へ



定義

☆開発事業者とは…
 補助対象区域において補助対象事業を行い、それにより整備される公共施設(道路・水路など)を管理者へ寄附する者で、市税等の滞納がない者
 ※宅地分譲を行う場合は、宅地建物取引業者に限る

☆土地提供者とは…
 上記開発事業者を直接の譲渡人として、宅地開発事業に係る土地(相続以外は5年超保有)を令和4年4月1日以後に譲渡した者で、市税等の滞納がない者

☆生活利便施設とは…
 飲食店、物品販売店舗、理髪店、クリーニング取次店、学習塾、銀行の支店、保険代理店、荷貨物集配所、病院、診療所、保育所、認定こども園、幼稚園、老人福祉施設など、周辺地域に居住している者の日常生活に必要な施設

【お問合せ先】
 制度の詳細内容は下記担当課へお尋ねください。



諫早市役所 建設部 開発支援課
 〒854-8601 諫早市東小路町7番1号
 ☎ 0957-22-2637(直通)
 E-mail kaihatu@city.isahaya.nagasaki.jp